

平成26年度 久留米市社会福祉協議会 事業報告

市社会福祉協議会では、地域で安心して暮らせるための切れ目のない支援や支え合いの仕組みづくりを進め、『「こころ」あふれる 支え合いのまち くるめ』の実現を図るため、平成26年度は次の6項目を重点取組として積極的に推進してまいりました。

1. 地域福祉活動の推進

- ・地域活動コーディネーターを1名増員し、小地域ネットワーク活動の支援を強化しました。活動の担い手である「ふれあいの会」の班長会や学習会にコーディネーターが積極的に出席し、地域課題の発見から解決までの取組みを支援しました。
- ・地区社協連合会活動のための研修会や学習会を開催し、他地区との情報交換やノウハウの共有化を図るなど、人材育成の支援をしました。
- ・各地区で行われているいきいきサロン活動を支援する、サロンサポーターの養成と組織化に取組み、サロンの普及・充実に努めました。



ふれあい・いきいきサロン（金丸校区）

2. 生活支援機能・相談機能の充実

- ・認知症や障害などにより判断能力が不十分な人へ、福祉サービスの利用援助や金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の担当専門員を1名増員し、福祉サービスを安心して利用できるよう支援体制を強化しました。
- ・ふれあい福祉センターや、地区のふれあい福祉相談員に寄せられる様々な福祉課題について、他の相談窓口とも連携し、課題解決のために、地域のつながりづくりや寄り添った支援に努めました。解決が困難な相談事例については、専門職の指導を仰ぎながらケース検討を行い、相談員の質の向上に努めました。また、相談事業の充実のため、各地区の相談員が記入した「相談カード」から、相談内容の整理・分類を行い、専門職との連携や情報交換に努めました。

3. 成年後見事業の体制づくり



弁護士相談の様子

- ・認知症や知的・精神障害などで判断能力が十分でなくなった人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるように、久留米市より市成年後見センター運營業務を受託し、成年後見制度の普及・啓発を進めました。市成年後見センターでは、職員と弁護士が成年後見制度に関する相談に応じました。
- ・市成年後見センター運營業務の受託に併せて、市社会福祉協議会が法人として成年後見人となる法人後見事業を開始しました。地域における新たな権利擁護体制の整備を行いました。